

令和 8 年度

事業主各位

富山労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会
富 山 県 支 部

【簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育】

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、これまで林内作業車とされてきたタワーヤード機やスイングヤード機は、架線集材機械装置となり、安全教育とされていた教育が法改正(H 26.12.1 施行)により特別教育に引き上げられました。

つきましては、下記のとおり標記特別教育(則 36-7-2)を実施することいたしましたので、対象者は受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 講習日時

令和 8 年 11 月 5 日 (木) 9:00～16:10 (学科)

11 月 6 日 (金) 9:00～17:00 (実技) (受付は両日共 8:30 より行います。)

※申込数や受講者の免除区分によっては、時間に変更になる場合があります。

その際は個別にご相談をさせていただきます。ご了承下さい。

2. 講習場所 学科教育：富山県林業普及センター

実技教育：砺波市内現場（予定）

3. 受講定員 20 名

4. 講習科目・時間

区分	科 目 内 容	時 間	備考
学 科 教 育 一 日 目	・関係法令	1 時間	
	・簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	1 時間	
	・簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般事項に関する知識	1 時間	
	・簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	2 時間	免除可能
	・架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1 時間	免除可能
実 技 教 育 一 日 目	架線集材機械の走行の操作	1 時間	免除可能
	簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機の作業のための装置の操作	3 時間	
	ワイヤロープの取扱い	4 時間	免除可能

※既に所持している資格等により免除出来る科目がございます。（別表 1）をご確認ください。

5. 申込期間

令和8年9月24日(木)～10月13日(火)まで

5. 受講対象者 機械を操作する者若しくは操作する見込みのある者

6. 対象機種 スイングヤーダ、タワーヤーダ、集材ウインチ機(携帯式含む)

ドラグ・ショベル、木材グラップル機、等のブームの下部又は前面にドラムを有するウインチを備え、原木等を当該ウインチのワイヤロープにより巻き上げて地引により集材を行う機械は「集材ウインチ機」であり、このウインチを操作する場合は該当します。

7. 受講手続き

- (1) 申込
- ①別紙申込書に必要事項を記入し、下記申込先に郵送または持参してください。
 - ②顔写真の裏に氏名を記入し申込書に貼付してください。
※2cm×3cm、6ヶ月以内撮影、正面、脱帽
 - ③請求書ご入用の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 - ④受講料のお振り込みは、講習の3日前(土日祝日除く)までにお願いします。
なお、お振り込みされる前に電話にて定員のご確認をお願いします。

送金先 ◆振込手数料はご負担願います。

富山第一銀行 ニューセンター支店(普) 244663
(口座名) 林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部
適格請求書発行事業者名：林業・木材製造業労働災害防止協会
適格請求書発行事業者登録番号：T2010405001854

- (2) 受講料 (別表1)をご確認ください。
- (3) 申込先 **林業・木材製造業労働災害防止協会富山県支部**
〒930-2226 富山市八町 6931 番地(富山県森林組合連合会内)
TEL (076) 434-3351 FAX (076) 434-1794
- (4) 受講票 受講日の1週間前までにお手元に届くように発送いたします。

9. 修了証の発行 全時間受講修了者には修了証を発行いたします。

10. その他

- (1)昼食は各自でご用意ください。
- (2)講習当日は各自で検温を実施し、37.3℃以上の体温が検知された場合は受講をお控えください。
- (3)実技の際は、作業に適した服装(長袖、長ズボン、ヘルメット、長靴、雨具等)をご用意ください。
- (4)受講料は、講習会中止の場合以外はお返しできません。ただし、地震や気象警報が発令された場合は受講料の返金について相談に応じます。
- (5)申込者が少ない場合は特別教育を取りやめることもあります。
- (6)天候、災害等により実技講習の日程や場所を変更する場合があります。

- ☐ 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- ☐ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- ☐ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
 (架線集材機械の運転の業務に係る特別教育)

講習受講申込書

		※免除番号		号	受付第	号
ふりがな				旧姓を使用した氏名等の併記の希望の有無		有 ・ 無
受講者氏名				併記を希望する氏名又は通称 (希望無の場合には記載しない)		
生年月日		昭和 年 月 日 平成				
現住所		〒 電話番号				
所属	事業所名	担当者氏名				
	所在地	〒 電話番号				
保有する講習等	講習等名		交付年月日		交付機関名	

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 富山県支部 行

- (備考)
- 証明写真（3 cm× 2 cm）は1枚のみ必要。申込書に貼付けてください。(修了証用)
 - ※印は、記入しないでください。
 ※講習期間中は、受付で本人確認をしますので、受講票と一緒に、身分証明書（自動車免許証、健康保険証、住民票、パスポート等）をご提示のうえ、受付を済ませてください。身分証明書は、必ず原本を持参ください（コピーは不可）。
 - 科目の省略を受けることができる技能講習又は特別教育を修了している方は、その修了証のコピーを添付してください。



(別表1)

【令和8年度】

車両系木材伐出機械等特別教育に係る受講料一覧表

林災防富山県支部

走行集材機械の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技6時間	満18歳以上の者	40,070円 (内消費税3,443円)	3,960円 (内消費税360円)
免除①	学科5時間+実技6時間	伐木等機械特別教育修了者	37,870円 (内消費税3,443円)	
免除②	学科6時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等修了者	26,870円 (内消費税2,443円)	
免除③	学科5時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等及び伐木等機械特別教育修了者	24,670円 (内消費税2,243円)	
免除④	学科4時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等及び簡易架線集材装置特別教育修了者	22,470円 (内消費税2,043円)	
伐木等機械の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技6時間	満18歳以上の者	43,370円 (内消費税3,943円)	3,960円 (内消費税360円)
免除⑤	学科6時間+実技4時間	車両系建設機械技能講習等修了者	33,470円 (内消費税3,043円)	
免除⑥	学科4時間+実技4時間	走行集材特別教育修了者	29,070円 (内消費税2,643円)	
簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技8時間	満18歳以上の者	70,870円 (内消費税6,443円)	3,960円 (内消費税360円)
免除⑦	学科6時間+実技7時間	車両系建設機械技能講習等修了者	63,720円 (内消費税5,793円)	
免除⑧	学科5時間+実技7時間	走行集材機械もしくは伐木等機械特別教育修了者	61,520円 (内消費税5,593円)	
免除⑨	学科3時間+実技3時間	走行集材機械もしくは伐木等機械及び機械集材特別教育修了者	28,520円 (内消費税2,593円)	

※受講料及びテキスト代には消費税10%が含まれております。 ※テキストは3区分共通です。

※車両系建設機械技能講習等修了者とは、車両系建設機械技能講習・小型車両系建設機械特別教育・不整地運搬車特別教育のいずれかを修了した者のこと。

※令和8年よりテキスト代が値上がりしております。